

(資料三)

平成二十四年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県情報公開条例の一部を改正する条例	1
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ...	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正 する条例	3
特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	3
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	5
職員の管理職手当の特例に関する条例	6
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	6
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	7
島根県県税条例の一部を改正する条例	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	8
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	10
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	11

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	11
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	12
東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例	22
島根県手数料条例の一部を改正する条例	23
島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	23
島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例	24
島根県漁港管理条例の一部を改正する条例	24
島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例	25
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	25
島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例	26
島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	27
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	28
島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	30
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	31
島根県立図書館条例の一部を改正する条例	32
島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例	32

島根県立美術館条例の一部を改正する条例	33
島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例	33
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	34
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	34
島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の 資格等を定める条例	35

平成24年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第20号議案

島根県情報公開条例の一部を改正する条例

1 提案理由

情報公開を推進するため、実施機関に島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社を追加することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 実施機関に島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社（以下これらを「公社」という。）を追加すること。
- (2) 公社に係る非公開情報の取扱いを定めること。
- (3) 公社がした公開決定等又は公社に対する公開請求に係る不作為について行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができるものとする。
- (4) 公社は、公文書を適正に管理するものとする。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第21号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第22号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第23号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 期末手当の支給割合の改正

ア 職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）でイ及びウ以外のもの

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の115	100分の110
	12月	100分の135	100分の130
特定管理職員	6月	100分の95	100分の90
	12月	100分の115	100分の110

イ 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の60	100分の55
	12月	100分の75	100分の70
特定管理職員	6月	100分の50	100分の45
	12月	100分の65	100分の60

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

支給月	改正前	改正後
6月	100分の135	100分の130
12月	100分の155	100分の150

(3) 勤勉手当の支給割合の改正

職員等で(2)のイ及びウ以外のもの

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の67.5	100分の65
	12月	100分の67.5	100分の65
特定管理職員	6月	100分の87.5	100分の85
	12月	100分の87.5	100分の85

(4) 当分の間、55歳を超える職員等（(2)のイ及びウを除く。）のうち、行政職給料表6級相当以上のものの給料月額は、給料表で定める給料月額から当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とすること。

(5) 平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置として支給する額は、平成27年3月31日までの間、次の表に掲げる期間の区分に応

じ、当該経過措置として支給する額の算定の基礎となる額から同表に定める割合をその額に乗じて得た額を減じた額とすること。

期 間	割 合
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の25
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の50
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の75

(6) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(7) その他規定の整理

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第24号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第21号議案から第23号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6 月	100分の140	100分の130

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第25号議案

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員等の給料の月額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 知事等の給料の月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	1,280,000円	1,240,000円
副知事	1,000,000円	970,000円
常勤の監査委員	670,000円	650,000円

(2) 病院事業管理者の給料月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
医師でない場合	800,000円	775,000円
医師である場合	1,000,000円	970,000円

(3) 教育長の給料月額改正

改 正 前	改 正 後
800,000円	775,000円

(4) 行政委員会の委員等の報酬額改正

区 分		改 正 前	改 正 後
教育委員会	委員長	月額 225,000円	月額 222,000円
	その他の委員	月額 185,000円	月額 183,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 38,400円	日額 37,200円
	その他の委員	日額 32,000円	日額 31,000円
人事委員会	委員長	月額 225,000円	月額 222,000円
	その他の委員	月額 185,000円	月額 183,000円
非常勤の監査委員	識見を有する者	月額 270,000円	月額 266,000円
	議会の議員	月額 105,000円	月額 104,000円
公安委員会	委員長	月額 225,000円	月額 222,000円
	その他の委員	月額 185,000円	月額 183,000円
労働委員会	会長	月額 225,000円	月額 222,000円
	その他の公益委員	月額 185,000円	月額 183,000円
	労働者委員及	月額 160,000円	月額 158,000円

	び使用者委員		
収用委員会	会長	日額 38,400円	日額 37,200円
	その他の委員	日額 32,000円	日額 31,000円
海区漁業調整委員会	会長	日額 38,400円	日額 37,200円
	その他の委員	日額 32,000円	日額 31,000円
内水面漁場管理委員会	会長	日額 38,400円	日額 37,200円
	その他の委員	日額 32,000円	日額 31,000円

(5) 附属機関の委員等の報酬日額の支給限度額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
附属機関の委員等	13,000円	12,800円
投票管理者等	11,000円	10,900円

(6) 収用委員会に係る鑑定人の手当額の支給限度額の改正

改 正 前	改 正 後
6,000円	5,900円

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第26号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

知事等の給与の減額期間を2年間延長すること等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 知事等の給与の減額期間の改正

平成25年度まで2年間延長すること。

(2) 知事等の給与の減額率の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知 事	100分の25	100分の20
副 知 事	100分の20	100分の15

常勤の監査委員 病院事業管理者 教 育 長	100分の18	100分の13
-----------------------------	---------	---------

3 施行期日等

平成24年4月1日から施行し、平成24年4月分以後の給与について適用する。

第27号議案

職員の管理職手当の特例に関する条例

1 提案理由

県財政が厳しい状況にある中、財政健全化へ向けた取組として、向こう2年間職員の管理職手当の減額を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 減額期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

(2) 減額率

区 分	減 額 率
部 次 長 級	100分の12.5
課 長 級	100分の10

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第28号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

組織改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

放射線取扱業務等従事手当の支給対象公署の改正

改正前	改正後
保健環境科学研究所	総務部原子力安全対策課

- 3 施行期日
平成24年4月1日から施行する。

第29号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 地方税法の改正に伴う引用する条項の整理
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

2の(2)については公布の日から、2の(1)については平成25年1月1日から施行する。

第30号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 県税に関する条例又は規則の規定による処分のうち、申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、島根県行政手続条例の規定により当該処分の理由を示すこと。

- (2) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、500円を加算して1,500円とすること。
- (3) 特定非営利活動促進法の改正に伴う規定の整理
- (4) その他規定の整理

3 施行期日

2の(2)については公布の日から、2の(3)及び(4)については平成24年4月1日から、2の(1)については平成25年1月1日から施行する。

第31号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行、松江市の特例市の指定等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市に権限移譲すること。
 - ア 専用水道の布設工事の設計の適合性の確認
 - イ 専用水道の給水の開始前の届出等の受理
 - ウ 専用水道の水道施設の改善の指示
 - エ 専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告
 - オ 専用水道の設置者に対する給水停止の命令
 - カ 専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査
- (2) 特定非営利活動促進法の改正に伴い、新たに次の事務を松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、海士町及び西ノ島町に権限移譲すること。
 - ア 認証の通知
 - イ 認証の取消し
 - ウ 登記事項証明書の受理

エ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の謄写

(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、次に掲げる法律等に基づく事務のうち市町村に権限移譲しているものを削除すること。

ア 墓地、埋葬等に関する法律

イ 水道法

ウ 駐車場法

エ 都市計画法（都市計画施設の区域内における建築の許可等に係る事務に限る。）

オ 土地区画整理法（土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある行為の許可等に係る事務に限る。）

カ 都市再開発法（測量及び調査のための土地の立入り等の許可、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある行為の許可等に係る事務に限る。）

キ 地方自治法（町若しくは字の区域の設定若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更に係る事務に限る。）

ク 母子保健法及び母子保健法施行規則

ケ 農地法（農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転の許可等に係る事務に限る。）

コ 身体障害者福祉法

サ 知的障害者福祉法

シ 工場立地法

ス 社会福祉法及び社会福祉法施行規則（社会福祉法人に係る事務に限る。）

セ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ソ 公有地の拡大の推進に関する法律

(4) 松江市の特例市の指定に伴い、次に掲げる法律等に基づく事務のうち松江市に権限移譲しているもの（準用河川の用に供されている国有財産に係る事務を除く。）を削除すること。

ア 都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則等

イ 土地区画整理法及び土地区画整理法施行令

(5) 次に掲げる法律及び政令の改正に伴う規定の整理

ア 土地改良法

イ 租税特別措置法施行令

- ウ 社会福祉法
- エ 老人福祉法
- オ 介護保険法

(6) その他規定の整備

3 施行期日

2の(5)(ア及びウに限る。)及び(6)については公布の日から、2の(1)、(2)、(3)(イ、ク及びスを除く。)、(4)及び(5)(ア及びウを除く。)については平成24年4月1日から、2の(3)(イ、ク及びスに限る。)については平成25年4月1日から施行する。

第32号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政運営の効率化等を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した本人確認情報の利用又は提供に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を知事又は知事以外の執行機関が本人確認情報を利用することができる事務に追加すること。

ア 県営住宅の家賃等の請求等又は敷金の還付に関する事務

イ 放置車両の使用者等に対する放置違反金の納付命令等に関する事務

(2) 次に掲げる事務を知事又は知事以外の執行機関が本人確認情報を利用することができる事務から削除すること。

ア 産業廃棄物搭載車両計量装置を設置する産業廃棄物処分業を営む者に対する補助金の交付に関する事務

イ 家畜人工授精師免許証の書換え交付に関する事務

ウ 県立高等学校の入学志願者のうち、保護者が県外に居住するもの等の出願審査に関する事務

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政需要の変動に伴い、地方警察職員の定員を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	72人	72人	-
警部	146人	147人	1人
警部補及び巡査部長	824人	831人	7人
巡査	432人	436人	4人
計	1,474人	1,486人	12人

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第34号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分	改正前	改正後	増 減	
高等学校	教育職員	1,627人	1,626人	1人
	事務職員、技術職員その他の職員	195人	196人	1人
特別支援学校	教育職員	934人	983人	49人
	事務職員、技術職員その他	80人	80人	-

	他の職員			
小学校及び	教育職員	5,277人	5,157人	120人
中学校	事務職員及び技術職員	361人	360人	1人

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第35号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路交通法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い手数料を改定すること、及び著しく激甚な災害により被害を受けた者に係る運転免許証等の再交付手数料を免除することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 運転免許試験等に係る手数料の改定

ア 運転免許試験

区	分	改正前	改正後
大型自動車免許 又は中型自動車 免許	技能検査合格者 (以下「検査合格者」という。)及び指定自動車教習所卒業業者(以下「指定教習所卒業業者」という。)	1,850円	1,600円
	特定失効者	2,000円	1,900円
	試験の一部免除を受けない者 (公安委員会が提供する自動車を使用しないで	4,950円	4,600円

		受ける場合。以下「自動車不使用」という。)		
		試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合。以下「自動車使用」という。)	8,650円	7,700円
	普通自動車免許	検査合格者及び指定教習所卒業者	2,100円	1,800円
		特定失効者	2,050円	1,900円
		試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,400円	2,200円
		試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	3,400円	3,050円
	特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動 ^{けん} 2輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2	指定教習所卒業者	2,000円	1,750円
		特定失効者		1,900円
		試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,950円	3,050円

種免許			
小型特殊自動車 免許又は原動機 付自転車免許	特定失効者	2,050円	1,900円
	試験の一部免除 を受けない者	1,650円	1,500円
大型自動車第2 種免許、中型自 動車第2種免許 又は普通自動車 第2種免許	指定教習所卒業 者	2,000円	1,750円
	特定失効者		1,900円
	試験の一部免除 を受けない者 (自動車不使 用)	4,500円	4,600円
	試験の一部免除 を受けない者 (自動車使用)	7,700円	7,650円
仮免許	指定教習所卒業 者	2,000円	1,700円
	失効者(6月超 え1年未満)	1,650円	1,550円
	試験の一部免除 を受けない者 (自動車不使 用)	3,100円	3,000円
	試験の一部免除 を受けない者 (自動車使用)	4,750円	4,550円

イ 技能検査(自動車の運転について必要な技能の有無の検査)

区	分	改正前	改正後
大型自動車仮免 許又は中型自 動車仮免許を受け ている者	自動車不使用	3,950円	3,850円
	自動車使用	7,650円	6,950円
普通自動車仮免	自動車不使用	4,300円	4,050円

許を受けている者	自動車使用	5,300円	4,900円
----------	-------	--------	--------

ウ 免許に付された限定を解除するための審査

区 分	改正前	改正後
自動車不使用	1,700円	1,550円
自動車使用	3,350円	3,100円

エ 免許証交付等

区 分	改正前	改正後	
交付手数料	第1種運転免許証又は第2種運転免許証	2,100円	2,050円
	1種類の免許に係る免許証に他の種類の免許を記載して交付に代える場合	2,100円に他の種類の免許を加えるごとに200円	2,050円に他の種類の免許を加えるごとに200円
	仮運転免許証	1,200円	1,100円
再交付手数料	第1種運転免許証又は第2種運転免許証	3,650円	3,600円
	仮運転免許証	1,200円	1,100円

オ 技能検定員審査等

区 分	改正前	改正後	
技能検定員審査	大型自動車免許又は中型自動車免許	24,700円	23,500円
	普通自動車免許	20,500円	19,650円
	特定第1種運転免許	14,100円	14,500円

	大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許（以下「大型自動車第2種免許等」という。）	22,450円	21,850円
教習指導員審査	大型自動車免許又は中型自動車免許	15,650円	15,000円
	普通自動車免許	12,150円	11,800円
	特定第1種運転免許	9,500円	9,450円
	大型自動車第2種免許等	13,300円	12,850円

カ 再試験

区 分		改正前	改正後
普通自動車免許	自動車不使用	2,050円	1,950円
	自動車使用	3,050円	2,800円
大型自動2輪車免許又は普通自動2輪車免許	自動車不使用	1,900円	1,700円
	自動車使用	3,550円	3,250円
原動機付自転車免許		1,150円	1,000円

キ 更新

区 分		改正前	改正後
県内に住所を有する者からの申請		2,550円	2,500円
県外に住所を有する者からの経由申請		2,550円	2,500円
経由申請手数料		600円	550円

ク 運転経歴証明書再交付（新設）

区 分	手数料の額
運転経歴証明書再交付手数料	1,000円

ケ 国外（国際）運転免許証交付

区 分	改正前	改正後
国外運転免許証交付手数料	2,650円	2,400円

コ 講習

区 分		改正前	改正後
取消処分者講習		1 時間につき 2,600円	1 時間につき 2,450円
停止処分者講習		1 時間につき 2,300円	1 時間につき 2,200円
取得時講習	大型自動 2 輪車 免許	1 時間につき 4,200円	1 時間につき 4,150円
	普通自動 2 輪車 免許	1 時間につき 4,100円	1 時間につき 4,050円
	原動機付自転車 免許	1 時間につき 1,350円	1 時間につき 1,400円
	応急救護処置講 習	1 時間につき 1,200円	1 時間につき 1,250円
指定自動車教習所職員講習		1 時間につき 750円	1 時間につき 650円
初心運転者講習	普通自動車免許	1 時間につき 2,150円	1 時間につき 2,100円
	大型自動 2 輪車 免許	1 時間につき 2,800円	1 時間につき 2,750円
	普通自動 2 輪車 免許	1 時間につき 2,700円	1 時間につき 2,600円
	原動機付自転車 免許	1 時間につき 2,550円	1 時間につき 2,450円
更新時講習	優良運転者	700円	600円
	一般運転者	1,050円	950円

	違反者又は初回更新者	1,700円	1,500円
	失効後再取得して違反のない者	1,050円	950円
違反者講習	実車	13,400円	13,350円
	社会活動参加	9,400円	9,200円

サ 審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
1 技能検定員として必要な運転技能	普通自動車免許	3,950円	3,750円
	特定第1種運転免許	1,350円	1,300円
	大型自動車第2種免許等	4,600円	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	7,050円	7,000円
	普通自動車免許	6,750円	6,400円
	特定第1種運転免許	2,250円	2,200円
	大型自動車第2種免許等	7,950円	7,800円
3 教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,150円	2,100円
	普通自動車免許	1,900円	1,850円
	特定第1種運転免許	2,150円	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,150円	2,100円

	知識	普通自動車免許	1,900円	1,850円
		特定第1種運転免許	2,150円	2,100円
	5 技能検定の 実施に関する 知識	大型自動車免許 又は中型自動車 免許	2,200円	2,250円
		普通自動車免許	1,950円	2,000円
		特定第1種運転 免許	2,050円	2,250円
	6 自動車の運 転技能の評価 方法に関する 知識	大型自動車免許 又は中型自動車 免許	2,200円	1,850円
		普通自動車免許	2,000円	1,950円
		特定第1種運転 免許	2,000円	2,450円
		大型自動車第2 種免許等	3,200円	3,150円
	7 旅客自動車 運送事業及び 自動車運転代 行業に関する 法令について の知識	大型自動車第2 種免許等	2,750円	2,700円
	1及び2のい ずれも免除され る場合に更に減 ずる額	大型自動車免許 又は中型自動車 免許	3,750円	2,950円
		普通自動車免許	950円	900円
		大型自動車第2 種免許等	3,250円	3,050円
	3及び4のい ずれも免除され る場合に更に減 ずる額	大型自動車免許 又は中型自動車 免許	300円	350円
普通自動車免許		300円	200円	

	特定第1種運転免許	300円	350円
--	-----------	------	------

シ 審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
1 教習指導員として必要な運転技能	大型自動車免許 又は中型自動車免許	4,450円	4,150円
	普通自動車免許	4,100円	3,750円
	特定第1種運転免許	1,350円	1,300円
	大型自動車第2種免許等	4,800円	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許 又は中型自動車免許	1,300円	1,450円
	普通自動車免許	1,350円	1,400円
	特定第1種運転免許	1,300円	1,500円
	大型自動車第2種免許等	2,000円	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許 又は中型自動車免許	1,250円	1,350円
	普通自動車免許	1,250円	1,300円
	特定第1種運転免許	1,250円	1,150円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	普通自動車免許	1,250円	1,200円

5 自動車教習所に関する法令についての知識	普通自動車免許	1,250円	1,200円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許 又は中型自動車免許	1,400円	1,350円
	普通自動車免許	1,200円	1,150円
7 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等	2,750円	2,700円
1及び2のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許 又は中型自動車免許	3,450円	3,000円
	普通自動車免許	900円	950円
	特定第1種運転免許	1,100円	1,050円
	大型自動車第2種免許等	2,950円	3,050円
3及び4のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許 又は中型自動車免許	150円	100円

(2) 運転免許証の再交付手数料及び運転経歴証明書の再交付手数料について、著しく激甚な災害により被害を受け、手数料を免除することが適当であると公安委員会が認める者には、これを免除することができること。

3 施行期日等

平成24年4月1日から施行し、2の(2)については、平成23年3月11日から適用する。

第36号議案

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

1 提案理由

東日本大震災に対処するため、地方警察職員の特殊勤務手当について特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) この条例は、東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関し規定することを目的とすること。

(2) 職員が次に掲げる作業に従事したときは、救難作業等手当を支給すること。

ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
イ 原子力災害対策本部長の指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（アの作業を除く。）

ウ 本部長指示により、居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（ア及びイの作業を除く。）

(3) (2)の手当の額は、1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて次に定める額とすること。

ア (2)のアの作業のうちイに掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額）

イ (2)のアの作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 5,000円

ウ (2)のイの作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円）

エ (2)のイの作業のうち屋内において行うもの 2,000円

オ (2)のウの作業のうち屋外において行うもの 5,000円

- カ (2)のウの作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- (4) 同一の日において、(3)のアからカまでの作業のうち2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給すること。
- (5) (3)のウ又はオの作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る救難作業等手当の額は、(3)及び(4)により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とすること。
- (6) 職員が東日本大震災に対処するため救難捜索等の作業に引き続き5日以上従事した場合の救難作業等手当の額は、1,680円とすること。
- 3 施行期日等
公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

第37号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、指定試験機関等が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 介護サービス情報の公表の事務に係る手数料の廃止
 - (2) 介護サービス情報の調査の事務に係る手数料の廃止
- 3 施行期日
平成24年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
障害者基本法の改正に伴い、島根県障害者施策推進協議会について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 機関の名称を島根県障がい者施策審議会に改めること。
 - (2) 条例の題名を島根県障がい者施策審議会条例に改めること。

(3) 引用する条項の整理

3 施行期日

2の(1)及び(2)については障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号の政令で定める日(以下「政令で定める日」という。)又はこの条例の公布の日(以下「公布日」という。)のいずれか遅い日から、2の(3)については公布日及び政令で定める日又は公布日のいずれか遅い日から施行する。

第39号議案

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

飯南寮の移転に伴い、寄宿舍使用料の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

飯南寮に係る寄宿舍使用料の額の改定

改正前	改正後
月額 3,000円	月額 9,000円

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第40号議案

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 提案理由

五十猛漁港を和江漁港に統合するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

別表第1から五十猛漁港を削除すること。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

依頼を受けて行う調査の廃止及び設備機器の更新等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 調査に係る手数料を廃止すること。
- (2) デジタル写真の写真撮影に係る手数料の額を改定すること。

改正前	改正後
1 視野につき1,960円。ただし、 1 視野増すごとに860円を加算する。	1 視野につき1,310円。ただし、 1 視野増すごとに610円を加算する。

- (3) アナログ写真の写真撮影に係る手数料を廃止すること。
- (4) 成績書等の複本の交付に係る手数料のうち写真を含む場合の加算額を廃止すること。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第42号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、認定特定非営利活動法人に係る手続等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 認定特定非営利活動法人に係る手続等について次のとおり定めること。
 - ア 規則で定める申請書を提出しなければならないこと。
 - イ 認定をしたときの公示事項について規則で定めるところによること。
 - ウ 県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事

が所轄するもの以外のものは、定款の変更の届出及び事業報告書等の提出について特定非営利活動法人の場合に準じて行うこと。

エ 県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが定款の変更の認証を受けたときの書類の提出について規則で定めるところによること。

オ 役員報酬規程等の書類の提出について規則で定めるところによること。

カ 役員報酬規程等の閲覧及び謄写について規則で定めるところによること。

(2) 仮認定特定非営利活動法人に係る手続等について(1)のア、ウ、エ及びオに準じて行うこと。

(3) 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合等の認定について規則で定める申請書を提出しなければならないこと。

(4) 特定非営利活動法人の認証制度の柔軟化等に伴う規定の整理

ア 申請書又は当該申請書に添付された書類に不備があるときにこれを補正することができる場合は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

イ 定款の変更の認証について規則で定める申請書を提出しなければならないこと。

ウ 定款の変更の届出について規則で定めるところによること。

エ 事業報告書等の閲覧及び謄写について規則で定めるところによること。

(5) 引用する条項の整理

(6) その他規定の整備

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。ただし、2の(5)については、平成24年4月1日及び同年7月9日から施行する。

第43号議案

島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

自然公園法、自然環境保全法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の改正を受けて、市町村が公園事業の一部を執行する場合等における手続について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県立自然公園条例の一部改正

ア 市町村が公園事業の一部を執行する場合における知事の承認を、協議とすること。

イ 市町村が合併等により公園事業者の地位を承継する場合における知事の承認を、協議とすること。

ウ その他規定の整備

(2) 島根県自然環境保全条例の一部改正

市町村が保全事業の一部を執行する場合における知事の承認を、協議とすること。

(3) 島根県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正

国若しくは県の機関又は他の地方公共団体が指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は管理地区若しくは立入制限地区において知事の許可を要する行為をしようとするときに係る知事の同意を不要とすること。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

1 提案理由

江の川工業用水道において原水の供給を開始することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 江の川工業用水道における原水の料金の新設

区 分	単価（1立方メートル当たり）
基本料金	9 円
特定料金	9 円

超過料金	18円
------	-----

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第45号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 児童福祉施設の基準の目的を定めること。

(2) 次に掲げる児童福祉施設に共通する設備及び運営に関する基準を定めること。

ア 入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができないこと。

イ 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと。

ウ 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

エ 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。

オ 児童福祉施設において食事を提供する場合の基準

カ 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

- キ その他児童福祉施設に共通する設備及び運営に関する基準
- (3) 助産施設について、次に掲げる基準を定めること。
- ア 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とすること。
 - イ 第二種助産施設に置かなければならない職員及びその資格
 - ウ その他助産施設の設備及び運営に関する基準
- (4) 乳児院について、次に掲げる基準を定めること。
- ア 寝室、観察室、調理室等の面積その他設備の基準
 - イ 置かなければならない職員及びその資格
 - ウ 置かなければならない看護師の数
 - エ 乳児院の長の資格等
 - オ その他乳児院の設備及び運営に関する基準
- (5) 母子生活支援施設について、次に掲げる基準を定めること。
- ア 母子室等の面積その他設備の基準
 - イ 置かなければならない職員及びその資格
 - ウ 母子生活支援施設の長の資格等
 - エ 保育所に準ずる設備に置かなければならない保育士の数
 - オ その他母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準
- (6) 保育所について、次に掲げる基準を定めること。
- ア 乳児室又はほふく室、調理室等の面積その他設備の基準
 - イ 食事の提供について、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる要件
 - ウ 置かなければならない職員及び保育士の数
 - エ 保育の内容
 - オ その他保育所の設備及び運営に関する基準
- (7) 児童厚生施設について、置かなければならない職員及びその資格、その他の設備及び運営に関する基準を定めること。
- (8) 児童養護施設について、次に掲げる基準を定めること。
- ア 児童の居室、調理室等の面積その他設備の基準
 - イ 置かなければならない職員及びその資格
 - ウ 児童指導員及び保育士の総数及び看護師の数
 - エ 児童養護施設の長の資格等
 - オ その他児童養護施設の設備及び運営に関する基準
- (9) 情緒障害児短期治療施設について、次に掲げる基準を定めること。
- ア 児童の居室、調理室等の面積その他設備の基準

- イ 置かなければならない職員及びその資格
 - ウ 児童指導員及び保育士の総数
 - エ 情緒障害児短期治療施設の長の資格等
 - オ その他情緒障害児短期治療施設の設備及び運営に関する基準
- (10) 児童自立支援施設について、次に掲げる基準を定めること。
- ア 設備に関する基準
 - イ 置かなければならない職員及びその資格
 - ウ 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数
 - エ 児童自立支援施設の長の資格等
 - オ その他児童自立支援施設の設備及び運営に関する基準
- (11) 児童家庭支援センターについて、置かなければならない職員及びその資格、その他の設備及び運営に関する基準を定めること。
- (12) 特例幼保連携保育所の遊戯室等の面積その他設備の基準及び保育士の数等の特例に関する基準を定めること。
- (13) 児童福祉施設の基準に係る省令の経過措置についての規定は、この条例の施行の日以後においても、当該規定の例により適用すること。
- 3 施行期日
- 平成24年4月1日から施行する。

第46号議案

島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、認定こども園の認定の要件について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 条例の題名を島根県認定こども園の認定要件に関する条例に改めること。
- (2) 認定こども園の認定の要件に次の要件を加えること。
- ア 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園のいずれかに該当する施設であること。

イ 子育て支援事業のうち、認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

ウ 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第47号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

生食用食肉を取り扱う営業の施設に係る公衆衛生の見地から必要な基準について、及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令の施行に伴い、食品衛生検査施設に関する基準について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の施設の基準の追加

生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、調理室等に専用の場所を設け、次に掲げる専用の設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

ア 手指の消毒設備及び流水式手洗い設備

イ 器具を洗浄するための流水式で、下洗いと仕上げ洗いを区分して行うことができる設備

ウ 器具の殺菌又は消毒ができる設備

エ 温度計を備えた加熱殺菌設備（加工を行う場合に限る。）

オ 加熱殺菌後に用いる冷却設備（加工を行う場合に限る。）

(2) 自動車等又は店舗による食肉販売業の施設で販売できる包装食肉に生食用食肉を追加すること。

(3) 食品衛生検査施設の基準

- ア 設備の基準は、食品衛生法施行規則で定める基準の例によること。
- イ 職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととすること。

(4) その他規定の整理

3 施行期日

2の(4)については公布の日及び平成24年4月1日から、2の(3)については平成24年4月1日から、2の(1)及び(2)については平成24年6月1日から施行する。

第48号議案

島根県立図書館条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県立図書館協議会の委員の任命の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することとすること。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第49号議案

島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県立古代出雲歴史博物館協議会の委員の任命の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資

する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することとする
こと。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第50号議案

島根県立美術館条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県立美術館協議会の委員の任命の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することとする
こと。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第51号議案

島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を規則で定めること。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第52号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県立高等技術校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 技術校以外の施設により行われる教育訓練を技術校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とすること。

(2) 県が技術校以外の施設において行うことができる職業訓練は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。

イ 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。

ウ 教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第53号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、県営住宅の入居資格について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者でなければならないこと。

(2) 高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（要介護者を除く。）にあつては、(1)の条件を具備することを要しないこと。

- (3) 入居しようとする者が要介護者に該当するかどうかを判断する場合における手続を定めること。
- (4) 過疎地域その他の地域内の県営住宅においては、(1)の条件を具備するものとみなすこと。
- (5) 公営住宅の借上げに係る契約の終了若しくは公営住宅の用途の廃止に伴い入居する県営住宅又は災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる県営住宅の入居資格の特例を定めること。
- (6) その他規定の整備

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

第54号議案

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、県が行う水道用水供給事業に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 布設工事監督者を置かなければならない水道の布設工事は、県が行う水道用水供給事業に係るものとする。
- (2) 布設工事監督者の資格を定めること。
- (3) 水道技術管理者の資格を定めること。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。